

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A自動車において自動車整備等の業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、バイクにて帰宅途中、乗用車に巻き込まれ負傷したこと（以下「本件災害」という。）から、B病院に受診し「頭部外傷、第7頸椎左横突起骨折、左肩打撲傷、外傷性頸肩腕症候群」と診断され加療した。その後、C病院等に転医し、治療の結果、平成〇年〇月〇日付けで治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人が本件災害により救急搬送されたB病院の診療録によると、「2～3メートル飛ばされた。意識消失なし。後頭部を打撲（ヘルメットに傷あり）。救急搬送時、意識清明、記憶あり。」などの記載はみられるが、その後の平成〇年〇月〇日の診療録をみても、請求代理人が述べているような、頭痛、吐き気、目眩、物が二重に見える、ふらつく等の請求人の主訴、症状記載は認められない。

(2) 高次脳機能障害に係る障害等級の認定に当たっては、「障害等級認定基準」（労働省（現厚生労働省）労働基準局長通達昭和50年9月30日付け基発第565号。）において、高次脳機能障害は、脳の器質的病変に基づくものであることから、MRI、CT等によりその存在が認められる必要があると記載されているところ、請求人が受診した医療機関の医師及び専門医の診断からは、第7頸椎左横突起骨折を疑う所見はあるものの、脳の器質的障害を疑う所見は認められていない。

(3) 請求人の主張する高次脳機能障害による現症状と本件災害との関係について、主治医であるC病院のD医師からの紹介で検査を行ったE病院のF医師は、診断書において「疑い病名でしか診断できない理由と同様に、事故との関連性については確定できない。」と診断している。また、専門医である労働局地方労災医員のG医師は、「外傷後約半年を経過した時点で症状出現、増悪をみており、外傷との関連に関しては、現時点では判断困難である。」と意見書で述べており、H労働局地方労災医員のI医師は、神経心理学的検査で高次脳機能障害が痴呆（脳血管性痴呆やアルツハイマー型痴呆）、さらには、若年性痴呆と区別できるかと疑問を述べた上で、現時点では、請求人の症状について頭部

外傷が原因であると結びつけるのには躊躇せざるを得ないと意見書で述べている。

(4) したがって、当審査会としては、請求人が受傷時に搬送された医療機関の診療録、その後、請求人が受診した医療機関の診断及び専門医の意見を精査したところ、請求人の現症状と本件災害との因果関係を確認することはできず、請求代理人の主張は採用し難い。

(5) また、これまでの所見のみで判断することに異論があるとして、請求代理人は意見書においてJ病院でのR I 検査所見の結果について言及しているところであるが、当該検査は、脳血流を測定する機能的検査であり、器質的障害の存在を直接的に判断するものではないことから、上記判断を左右するに至らない。

なお、請求代理人は、請求人の担当医師であるK病院のL医師あてに照会を行っており、その回答を得た上での判断を求める旨述べているが、当審査会においては、これまで請求人から提出された医証等により本件についての判断は可能であり、その必要性は認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害が障害等級第1 2級を超える障害等級に該当するとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第1 2級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。